

横浜市地域ケア会議実施要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日 健高在第 1272 号（健康福祉局長決裁）

最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号 以下、「法」という。）第 1 1 5 条の 4 8、第 2 0 5 条第 2 項に定める地域ケア会議の本市における実施については、この要綱に定めるところによる。

（主催等）

第 2 条 地域ケア会議は、地域包括支援センター、区福祉保健センターまたは健康福祉局が主催し、設置・運営する。

（構成）

第 3 条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる会議で構成し、これらの会議は相互に連携する。

(1) 個別ケース地域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、年 3、4 回程度開催する。

(2) 包括レベル地域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、年 2 回程度開催する。

(3) 区レベル地域ケア会議

区福祉保健センターが主催し、年 1、2 回程度開催する。

(4) 市レベル地域ケア会議

横浜市介護保険運営協議会運営要綱第 2 条第 2 項の規定に基づく横浜市地域包括支援センター運営協議会において実施することとし、年 1、2 回程度開催する。

（内容）

第 4 条 地域ケア会議は、法第 1 1 5 条の 4 8 第 2 項に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 個別ケースの支援方法を多職種で検討することにより、高齢者をはじめとする地域住民の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を図る。

(2) 地域の関係機関等の相互の連携を推進し、地域包括支援ネットワークの構築を図る。

(3) 個別ケースの課題分析等から、地域課題を把握する。

(4) (1)～(3)を通じて、抽出された課題や検討が必要な事項について、課題解決のため、地域づくり、資源開発、政策形成へつなげる。

(個人情報保護)

- 第5条 地域ケア会議の事務に従事する者、又は従事していた者（以下「地域ケア会議事務従事者」という）は、法第115条の48第5項に定めるところにより地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともにその知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 2 地域ケア会議事務従事者のうち、職務上の守秘義務のないものについては、横浜市地域ケア会議にかかる個人情報に関する誓約書（第1号様式）を主催者に提出するものとする。
- 3 主催者は個人情報の取り扱いについて、地域ケア会議事務従事者に対し、法第115条の48第5項、法第205条第2項及び本要綱第4条について説明し、理解を得るものとする。

(実績報告)

第6条 地域ケア会議開催後は、次の各号に基づき、報告を行う。

(1) 個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議

地域包括支援センターは、地域ケア会議開催後、区福祉保健センターへ報告する。報告様式は、区福祉保健センターが別に定める。

(2) 区レベル地域ケア会議

区福祉保健センターは、地域ケア会議終了後、健康福祉局へ報告する。報告様式は、健康福祉局が別に定める。

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

